

安全と環境を考えるニシオの広報誌

1993
No. 5

安全くん

全国労働衛生週間(10/1~10/7)特集号



それ行け!!

画 中村よしのぶ

安全くん

連載 その5

“笑いいっぱい元気な職場”の巻





ここが重要!!

用語解説コーナー

ラジオ体操をしっかりとろう!

・ラジオ体操が身体にいいワケ

身体の筋肉はおよそ400種類を数えますが、日常生活で使っているのは3割程度。ラジオ体操は26種類の動きが盛り込まれており、短時間で効率よく筋肉が動かせる最適な方法です。出っ腹が気になる人は腹筋運動、ジョギングをする人はストレッチ体操をプラスすればなお効果的。

・ラジオ体操のコツ

息を十分に吐きながら行うこと。息を吐くと身体のムダな力が抜け、筋肉がよく伸びて動作が大きくなるため消費エネルギーが増えます。息を止めたり力を入れるのは逆効果。背筋もビシッと伸ばしましょう。

作業前に一通り筋肉を動かし、身体をあたためておけば、とっさの時にもいつもの動作がとれるはず。さあ、しっかりリズムを合わせ身体を目覚めさせてあげてください。あなたの安全のために。

(参考資料・有川清康『健康のコツを知る本』木馬書館)

衛生十訓 (建設業労働災害 防止協会制定)

- 一 健康で安全な明るい職場をつくろう
- 二 暴飲暴食をつつしみ食事は ゆっくり楽しくしよう
- 三 作業服はいつも清潔にしておこう
- 四 健康診断はすすんでうけよう
- 五 からだに異常があるときはすぐ手当てをうけよう
- 六 休日や休憩時間にはからだを休め、疲れをとろう
- 七 作業の前に準備体操をしよう
- 八 きめられた保護具を正しく着用しよう
- 九 作業の姿勢や動作に無理がないようにしよう
- 十 やけど、腰痛、ガス中毒などの職業病に気をつけよう



ここが重要!!

用語解説コーナー

有機溶剤

塗装作業時に使用されています有機溶剤は、一般に揮発性が強くガス化しやすいため、蒸気となって作業者の呼吸器から吸収されます。さらに、脂肪をとかす性質があるため皮膚からも吸収されます。有機溶剤を吸入すると中枢神経が作用を受け急性中毒が引き起こされる他、長期吸入すると肝臓、造血器等に作用し慢性中毒となります。

三大有害業務とは (その恐ろしさを知ろう)

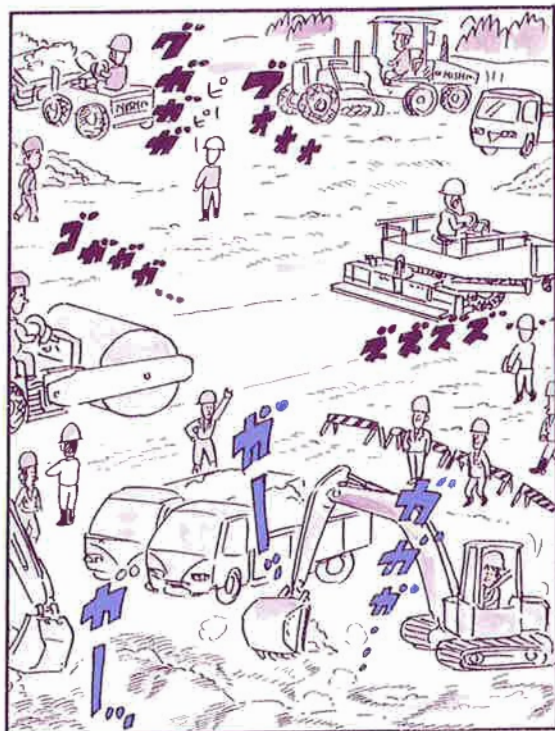
粉じん

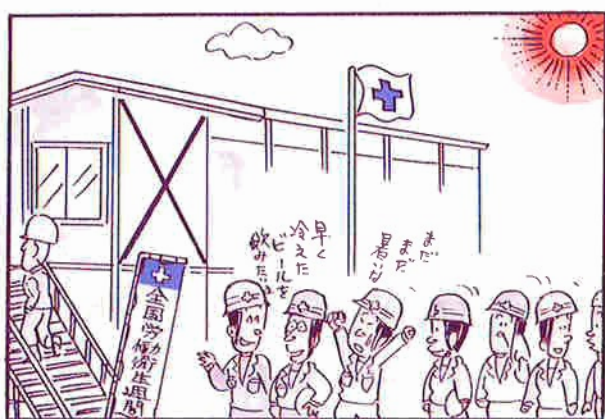
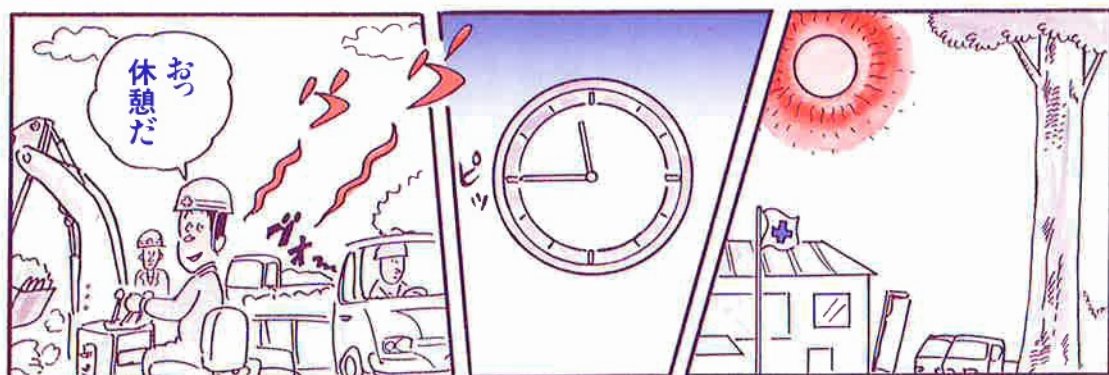
粉じんによって引き起こされる症状にじん肺があります。これは、粉じんを吸入することによって肺に生じた繊維増殖性変化を主体とする疾病をいいます。無気肺、肺気腫が生じ、肺臓の働きが低下し、呼吸困難が起きます。これは慢性的な病気ですから仕事を始めて10年以上経過して現れます。治療は不可能なため、結局それが原因で死に至ります。

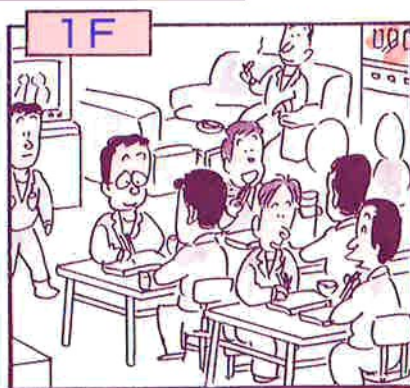
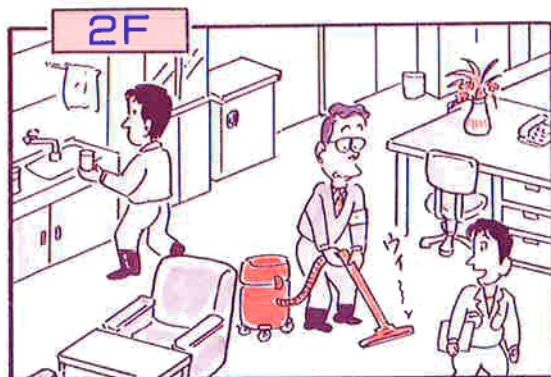
振動障害

手持動力工具の取扱い作業者の間で発生が見られます。振動障害による症状には四肢、特に手指の関節が蒼白になる症状(レイノー現象)、四肢のしびれ、関節の痛み、感覚障害、指や爪の変形、消化機能・内分泌機能・反射・脳波の異常などがあります。これらから身を守るため、現在、各種の労働衛生保護員があります。しかし、大切なのは、作業工程の管理——換気、工具の整備、操作時間の厳守などです。ちよつとぐらいと油断せず、決められた作業手順を守りましょう。

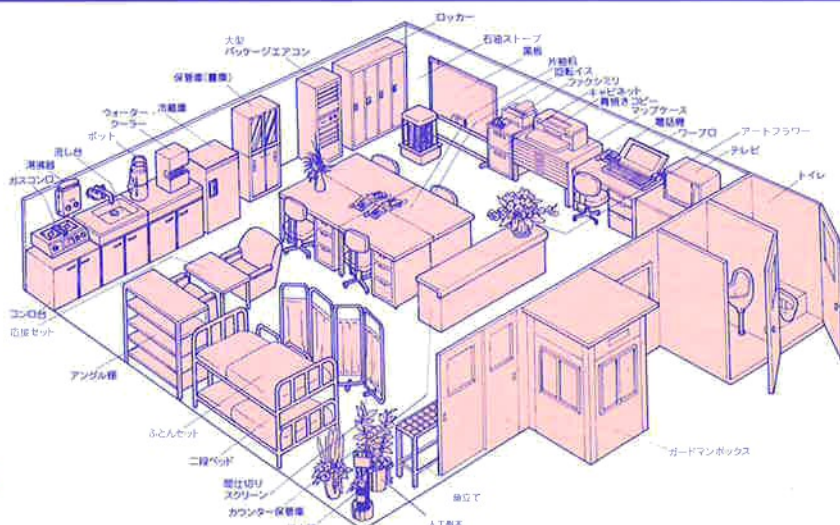
それ行け!! 安全くん







商品紹介



快適な事務所は、
レンタルから



ここが重要!!

用語解説コーナー

安全衛生推進者の役割

(1)安全衛生推進者の必要性

建設現場において労働者を直接雇用している事業者は、本来、元請・下請負人を問わず、労働者の労働災害防止のために、機械・設備、作業環境、作業方法、健康保持などについて適正に管理する義務を負っています。

しかしながら建設業の施工形態の特殊性もあり、事業者がすべての現場に常駐し、直接指導監督することはできません。したがって事業者の安全衛生管理責任を完全に果たすために、現場において具体的に活動する人が必要となるわけです。

安全衛生推進者は小規模事業場において、自分の会社の労働者に関しこれらの仕事を遂行する人といえます。

(2)安全衛生推進者の意義

近年における労働災害の発生率では大規模事業場に比べ、中小規模事業場が高率となっています。この大きな理由の一つとして安全衛生業務を担当する人の不在があげられています。そこで労働者数が50人未満の事業場においても安全衛生業務を担当する人を選任することが必要となってきました。

すなわち、安全衛生推進者は小規模事業場における安全衛生業務について積極的な活動を行い、災害がなく健康で明るい職場をつくるための中心的役割を行う人ということになります。

したがって、その選任にあたっては会社の実情に合わせて、その位置づけを配慮し真にその職務を遂行できる人を選ぶことが大切です。

労働法では労働者数10人以上50人未満の事業場においては、安全衛生推進者(非工業的業務では衛生推進者)を選任しなければならないことを規定しています。

安全衛生推進者の職務

(1)施設・設備等(安全装置・労働衛生関係設備・保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づき必要な措置に関すること。

(2)作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づき必要な措置に関すること。

(3)健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。

(4)安全衛生教育に関すること。

設備・機械等および安全装置の故障・機能低下、破損等、換気装置の故障・機能低下、地山掘削の際の異常なき裂、湧水、トンネル掘削における異常出水・ガス等の発生、異常な粉じん、ガス、煙、酸欠空気等の発生等の作業環境の変化、警報器等の作動等。

(5)労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(7)安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病、休業等の統計の作成に関すること。

(8)関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。

